平成２７年（フ）第１７号
長野県諏訪市大字中洲1599番地　コーポビッグスカイＡ―106
債務者　渡部ちえ子（旧姓ノハマ）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１６０号
大分市大字豊饒233番地の１
債務者　佐々木律子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６２号
大分県別府市石垣西４丁目４番21号　ウエストコート21Ｃ棟102号
債務者　宮井　啓至
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６６号
大分市緑が丘２丁目７番２号
債務者　佐藤　靖幸
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号
富山市蓮町６丁目３番61号
債務者　森田　諒平
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３号
青森県弘前市大字楢木字用田63番地11
債務者　千葉　伸二
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第４３５号
名古屋市中川区万場１丁目1604番地　ヴィラージュエーワン402号
債務者　古澤　　仁
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６８号
愛知県豊明市西川町笹原23番地４　ビレッジ西川303号
債務者　剱山　孝博
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８０号
名古屋市東区矢田４丁目24番11号、従前の住所名古屋市守山区大字下志段味字作り道1609番地の３　Ｐａｓｔｏｒａｌ202号
債務者　坂下　　優
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９号
沖縄県那覇市松川２丁目８番23号　コーポ新垣２―Ｇ
債務者　喜久山麻理絵（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９３号
熊本市南区城南町舞原539番地41
債務者　白石　由美（旧姓湊）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４号
山口市秋穂東5946番地
債務者　小島　政明
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
山口市楠木町11番11号　コーポ楠木104号、前住所山口市三和町14番54―305号
債務者　福谷　　忍
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
東京都国立市富士見台３丁目36番地の６ホワイトセンチュリー三田210
債務者　原田　敦子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３９１号
横浜市神奈川区片倉１丁目17番39―302号
債務者　林　　智枝（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９０号
神奈川県藤沢市西富422番地の23
債務者　大澤智佳等
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１４号
栃木県小山市城北３丁目13番地12　レシェンテ301号
債務者　井澤テル子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係